

## 「クレトジム」「シメコナゾール」「ニテンピラム」「ピリオフェノン」「プロヒドロジャスモン」「プロフェノホス」及び「フィプロニル」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

1. クレトジム（農薬）
2. シメコナゾール（農薬）
3. ニテンピラム（農薬）
4. ピリオフェノン（農薬）
5. プロヒドロジャスモン（農薬）
6. プロフェノホス（農薬）
7. フィプロニル（農薬及び動物用医薬品）

## クレトジム

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成27年8月21日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成25年12月6日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	クレトジム (Clethodim)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	シクロヘキサノン系の除草剤である。植物体内での脂肪の生合成を阻害することにより、雑草を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: だいず、かんしょ等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.01 mg/kg 体重/day ARfD= 設定の必要なし
	国際基準	だいず、ばれいしょ、らっかせい等
	諸外国	米国基準: たまねぎ、きゅうり、ホップ等 カナダ基準: だいず、たまねぎ等 EU基準: たまねぎ、トマト等 豪州基準: たまねぎ、だいず等 ニューゼーランド基準: うり科、なす科等 インポートトレランス要請: ホップ(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

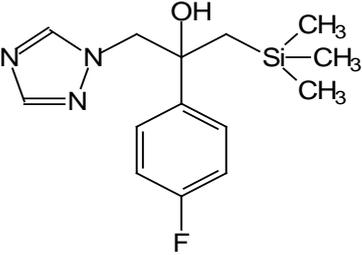
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# シメコナゾール

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年8月25日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	シメコナゾール(Simeconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	<p>トリアゾール系の殺菌剤である。ラノステロールの14位脱メチル化を阻害し、エルゴステロール合成を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。            適用作物: 稲、りんご、かぼちゃ、だいず等            今回、レタス、キャベツ、しょうが等への適用拡大申請            使用方法: 散布等</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド*: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成19年2月5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼            平成19年6月5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼            平成19年8月23日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成20年10月7日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼            平成21年3月12日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成23年3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼            平成24年2月9日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】平成24年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼            平成24年11月12日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.0085 mg/kg 体重/day</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ニテンピラム

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年8月25日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成25年12月20日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

## 2. 評価依頼物質の概要

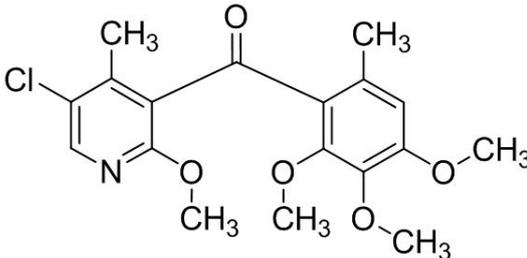
名称	ニテンピラム (Nitenpyram)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ネオニコチノイド系の殺虫剤である。昆虫の神経細胞の接合部においてニコチン性アセチルコリン受容体に結合し、神経の興奮を遮断することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、トマト、りんご、かんきつ等 今回、たまねぎへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

# ピリオフェノン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年8月25日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリオフェノン(Pyriofenone)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ベンゾイルピリジン系の殺菌剤である。病原菌の分生子の形成阻害、菌糸の形態異常等を誘起することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:小麦、きゅうり等 今回、ピーマン、すいか、メロン、かぼちゃ等への適用拡大申請 使用方法:散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU基準:ぶどう、えんばく、大麦 米国、カナダ、豪州、ニュージーランド:基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成23年11月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年11月26日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.091 mg/kg 体重/day	

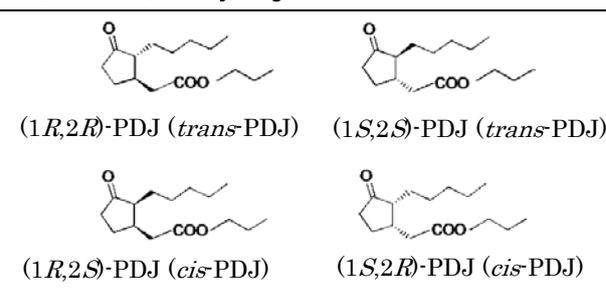
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# プロヒドロジャスモン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年8月25日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	プロヒドロジャスモン (Prohydrojasmon)	
構造式	 <p>(1<i>R</i>,2<i>R</i>)-PDJ (<i>trans</i>-PDJ)    (1<i>S</i>,2<i>S</i>)-PDJ (<i>trans</i>-PDJ)</p> <p>(1<i>R</i>,2<i>S</i>)-PDJ (<i>cis</i>-PDJ)    (1<i>S</i>,2<i>R</i>)-PDJ (<i>cis</i>-PDJ)</p>	
用途	植物成長調整剤	
作用機構	植物ホルモンであるジャスモン酸様物質である。作用機序は不明であるが、ホルモン様物質として作用することにより、成長調整効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。</p> <p>適用作物: りんご、ぶどう(巨峰)及び温州みかん</p> <p>今回、かんきつ(温州みかん、清見を除く)及び清見への適用拡大申請</p> <p>使用方法: 散布等</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド*: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成16年8月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成17年2月17日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成20年10月7日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年1月8日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.14 mg/kg 体重/day</p>	

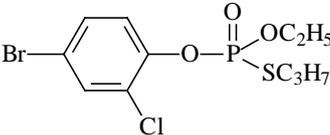
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# プロフェノホス

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成27年7月13日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理
- ※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成25年3月12日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	プロフェノホス (Profenofos)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	有機リン系の殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼ阻害を示すが、これに抵抗性を示す害虫にも有効なことから、アセチルコリンエステラーゼ阻害のみでなく、異質の作用性を持つことが考えられており、複数の作用が相互に補完的又は共力的に関与することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 茶、ばれいしょ、てんさい等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day ARfD = 1 mg/kg 体重
	国際基準	マンゴー、とうがらし、綿実等
	諸外国	米国基準: 綿実、畜産物等 EU基準: マンゴー、綿実、畜産物等 豪州基準: 綿実、畜産物等 カナダ、ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス要請: コーヒー豆 (ブラジル)
食品安全委員会での評価等	初回	

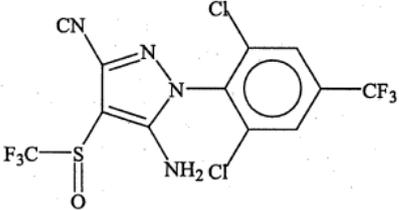
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フィプロニル

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・フィプロニルについては、平成23年2月8日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成26年1月20日付けで、ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準値の見直しに係る食品健康影響評価結果を受けている。
- ・本剤について、本基準が設定されているばれいしょ、さとうきび等の基準を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フィプロニル (Fipronil)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	フェニルピラゾール系の殺虫剤である。シナプスでの GABA 拮抗作用による抑制性神経伝達を阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録等の状況(食用)	【農薬】	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、さとうきび、はくさい等 使用方法: 散布等
	【動物用医薬品】	承認されていない。
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.0002 mg/kg 体重/day ARfD=0.003 mg/kg 体重
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	小麦、ばれいしょ、てんさい、畜産物等
	諸外国	米 国 基 準: ばれいしょ、畜産物等 E U 基 準: てんさい、畜産物等 豪 州 基 準: アスパラガス、畜産物等 ニュージーランド基準: たまねぎ、かんきつ類等 カナダ: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成23年2月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年1月20日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.00019 mg/kg 体重/day	

JMPR : FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

**【クレトジム】**

- ・急性神経毒性試験
- ・亜急性神経毒性試験
- ・28日間免疫毒性試験
- ・作物残留試験

**【シメコナゾール】**

- ・作物残留試験

**【ニテンピラム】**

- ・作物残留試験

**【ピリオフェノン】**

- ・作物残留試験

**【プロヒドロジャスモン】**

- ・作物残留試験

**【プロフェノホス】**

- ・作物残留試験